

幌延町商工業者向け各種補助制度のお知らせ

町内の商工業の振興を促進するための各種補助制度を開始しましたのでお知らせします。

◆補助対象者（各補助制度共通）

※全てに該当すること

- ・町内で、事業を営む個人、法人、その他町長が認める者
- ・幌延町が課税する住民税の課税対象となる者
- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者
- ・町税等の滞納がないこと

※補助対象経費に消費税は含みません

1. 幌延町商工業経営力向上補助金

○制度内容

事業の用に供する機械設備等の取得費用に対する補助制度

○補助対象経費

機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、および備品の購入費（50万円以上）

○補助率・補助金額

補助対象経費の50% 限度額：500万円

2. 幌延町商工業雇用促進補助金

○制度内容

従業員を新たに雇用した事業者に対する補助制度

○補助要件

- ・新たな従業員（雇用日において満60歳以下の者）を雇用し、その労働者の雇用日以前1年間の最多常用労働者数を、新規に雇用した日の総常用労働者数が上回っていること

- ・雇用者が事業主の2親等以内の親族でないこと等

○補助金額

- ・雇用促進相当分 1人につき3年間で100万円（初年度50万円、翌年度30万円、翌々年度20万円）

※新たに雇用された者が、当該雇用に当たって本町に転入した場合「移住支援相当分」として10万円を事業者に併せて支給します。

3. 幌延町商工業人材育成支援補助金

○制度内容

従業員（満60歳以下）に取得させる資格等に要する費用に対する補助制度

○補助対象経費

- ・研修や講習の受講に要する経費（テキスト代含む）
- ・資格取得に要する経費
- ・旅費

※対象外事業

- ・飲食費、消耗品費、通信運搬費
- ・補助対象経費が5万円に満たないもの
- ・普通自動車第一種免許、普通自動車二輪車免許、原動機付自転車免許 等

○補助率・補助金額

補助対象経費の50% 限度額：20万円

お問い合わせ先・申請先：産業振興課 企画振興グループ 電話：5-1113 告知端末機：5-8814

固定資産税の家屋に係る手続き等について

○家屋を取り壊した場合

「家屋滅失届」を提出してください。現地確認を行った後、家屋の滅失処理をすることにより、翌年度から課税されなくなります。

○家屋の名義を変更した場合

「家屋名義変更届」を提出してください。なお、登記されている家屋については、所有権移転登記をすることにより、家屋名義変更届の提出が不要となります。

○家屋を新築・増築した場合

新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、担当職員が家屋調査に伺いますので、完成後お早目にご連絡ください。

○固定資産の現況確認の実施について

地方税法の規定により、毎年10月から12月に

かけて現況確認を行います。

○留意事項

- ・固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月2日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることとなります。反対に、1月2日以降に新築された場合には、その1年間は課税されません。
- ・住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が高くなる場合があります。
- ・各種手続き等について、不明な点がございましたら、住民生活課税務保険グループまでお問い合わせください。

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812